

看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

<2025年7月1日現在>

1 事業者の概要

法人名 医療生協さいたま生活協同組合
法人所在地 埼玉県川口市木曾呂 1317
電話番号 048-294-6111
代表者氏名 代表理事 増田 剛
事業所数
病院〔5〕 診療所〔8〕 歯科診療所〔4〕 訪問リハビリテーション〔5〕
訪問看護ステーション〔14〕 通所リハビリテーション〔12〕
居宅介護支援〔17〕 訪問介護ステーション〔16〕
定期巡回随時対応型訪問介護看護〔12〕 夜間対応型訪問介護〔4〕
看護小規模多機能型居宅介護〔4〕 小規模多機能型居宅介護〔7〕
認知症対応型共同生活介護〔5〕 介護老人保健施設〔2〕
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）〔1〕
地域包括支援センター〔4〕 在宅介護支援センター〔2〕 <2025年7月現在>

2 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業の種類 看護小規模多機能型居宅介護
事業所名 ふじみ野ケアセンター
事業所所在地 埼玉県ふじみ野市上福岡 3-3-7
事業所電話番号 049-267-1104
管理者名 山口 理恵
開設年月日 平成 27 年 3 月 1 日

(2) 事業の目的

住み慣れた家・街・地域で生活を継続できるように、利用者の方の状態や必要に応じて「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」の4つのサービスを組み合わせ提供いたします。

(3) 当事業所の運営方針

利用者の状態や必要に応じて、「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」のサービスを組み合わせ提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 定員

登録定員 29人
通い 18人

泊まり 7人

(5) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備を用意しています。泊りサービスで利用される居室は個室を用意していますが、2人部屋をご希望の際はその旨をお申し出ください。ただし、ご契約者の心身の状態や、お部屋の空き状況によりご希望に添えないこともあります。

居室・設備	個室	食堂・ホール	台所	浴室	トイレ
	7部屋	1部屋	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
消防	各要所への火災報知器、消火器、スプリンクラーの設置				

上記は、厚生労働省が定める基準により看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3 事業実施地域および営業時間

- (1) 事業の実施地域 ふじみ野市全域
- (2) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
通所介護	月～日 基本 9:00～16:00
訪問介護・看護	24時間体制
宿泊介護	月～日 16:00～9:00

4 職員の配置状況

主な職員の配置状況

※職員の配置については指定基準を厳守しています。

職種	資格	職員数	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	管理業務 介護業務
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	サービス計画作成等の 介護支援業務
介護職員	介護福祉士等	8名以上	通い、泊り、訪問等の 介護業務
看護職員	看護師	1名以上	健康チェック、健康相談等の 看護業務

2025年 7月1日現在

5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、2つのサービスがあります。

- ・利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付の対象サービス）
- ・利用料金の金額を契約者に負担していただく場合（介護保険給付の対象とならない場合）

- (1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、保険者の定める利用者負担の割合の額とします。利用者の状態や必要に応じて、各項の具体的なサービスの内容、頻度を看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

【サービス概要】

● 「通い」サービス

① 食事

- ・ 食事の提供および食事の介助を行います。
- ・ 調理・配膳などを職員と行うことができます。
- ・ 食事の利用は任意です。

② 入浴

- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪・洗身の介助を行います。
- ・ 浴室にて安全なサービスを心がけます。

③ 排泄

- ・ 利用者の状態に応じた介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 日常生活動作を通してリハビリを行います。
- ・ 趣味活動を通して知能回復、能力回復をめざします。
- ・ 地域交流を通して、社会活動に参加します。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定、体温測定など利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご自宅から事業所までの距離や、利用者の方の心身の状態に合わせ、安全に配慮した送迎を行います。

⑦ 相談・助言など

- ・ 窓口を常設して対応いたします。

● 「泊まり」サービス

事業所に宿泊していただき、食事や排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

● 「訪問介護」サービス

- ・ 利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上のお世話や、機能訓練を提供します。
- ・ 訪問介護サービスの提供にあたって、医療行為はいたしません。

● 「訪問看護」サービス

- ① 病状、障害の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等、日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防、処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導

- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 本人もしくはその家族からの金銭または物品の授受。
 - ② 本人もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
 - ③ その他、本人もしくはその家族に行う迷惑行為。
- 訪問介護、訪問看護サービス提供にあたって必要な備品（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が本人負担となります。

【サービスの概要】

- 食事代（朝食、昼食・おやつ、夕食）
- 宿泊代
- 日常生活費（入浴あり、入浴なし）
- 電気使用量（1品1日） 持ち込みの場合
- オムツ代（紙オムツL、紙オムツM、リハビリパンツ、尿取りパット）

【その他の実費利用料】

- ・レクリエーション費（個人を対象にした必要経費）、材料費、交通費、入場料等
- ・医療品費（個人が使用するもの）
- ・賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費
- ・個人記録の複写にかかる費用
- ・その他上記以外の個人のために供する物品
- ・宿泊キャンセル料金
- ・ご遺体の処置料

(3) サービス利用料金

契約書別紙をご参照ください。

(4) 利用料金のお支払方法

- ① 当月の（1）（2）の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、請求書を送付いたします。翌月27日に利用者・家族いずれかの名義の金融機関口座からの口座振替によりお支払ください。お支払い確認後に、領収書を発行いたします。
- ② 連帯保証人
本契約の契約者には身元引受人を連帯保証人とし、他に1人、合わせて2人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は契約者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもって、サービスは拒まれません。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本とし、利用者の状態や必要に応じて、通い、訪問介護、訪問看護、泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
- ② 予定利用日の前に利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ③ 介護保険の対象になるサービスについての利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの回数を変更された場合も、1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、当日8時半までにご連絡が無い場合は、食事代（別紙）をいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ④ サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し、協議します。

6 看護小規模多機能型居宅介護計画について

事業所は、利用者の状態や必要に応じて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で看護小規模多機能型介護計画を定め、また、その状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載して、利用者に説明の上、交付します。

7 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

管理者：山口 理恵（やまぐち りえ）

受付時間：月～金 原則8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

ふじみ野市高齢福祉課 049-261-2611

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

8 運営推進会議の設置

当事業所は、看護小規模多機能型居宅介護などの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等について評価、希望、助言を受け止めるため、運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括センター職員、看護小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

提供するサービスの自己評価について：

毎年2月の運営推進会議内で自己評価の開示・意見交換をおこない、評価

結果は

ふじみ野ケアセンター看護小規模多機能内に開示しています。

9 協力医療機関

当事業所は、各利用者の主治医との連携を基本とします。また、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関】

大井協同診療所

住所 埼玉県ふじみ野市ふじみ野 1-1-15

電話番号 049-267-1101

埼玉西協同病院

住所 埼玉県所沢市中富 1865

電話番号 042-942-0323

あさか虹の歯科

住所 埼玉県朝霞市浜崎 724-2

電話番号 048-476-8241

【協力介護施設】

介護老人保健施設さんどめ

住所 埼玉県所沢市中富 1617

電話番号 04-2942-3202

10 事故発生時の対応方法について

職員教育やリスクマネジメントにより事故の防止に努めます。それにもかかわらず、サービスの提供により、ご利用者様に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり、迅速かつ適切な対応により、円滑・円満な解決に努めます。

- (1) 速やかに主治医・ご家族等・および市町村の担当部署に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所の責めに帰す事由により、ご利用者の心身・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を補償します。そのために介護事業損害賠償保険に加入しています。
- (3) 事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- (4) 看護師が受診を必要と判断した場合、原則職員は受診に同行できません。受診に行かれる際は必ず、ご家族が受診の対応をよろしくお願いします。

11 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用途にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 利用料金の滞納（2ヶ月分、口座振替が出来なかった場合）は、事業者または事業所の運営に支障を与える行為とみなし、契約を解除する場合があります。

12 禁止行為

職員に対して、以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、場合によっては契約解除になることもありますのでご注意ください。

- (1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為
(たたく、ひっかく、つねる、物を投げる、唾を吐く、蹴る など)
- (2) 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
(威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求するなど)
- (3) セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘いがけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
(必要もなく手や腕などを触る、抱きつく、卑猥な言動を繰り返すなど)
- (4) ストーカー行為：つきまとい行為
(自宅の住所や電話番号を聞く、待ち伏せをするなど)

13 非常災害対策

災害時の対応 消防法による消防計画に基づき利用者の避難、誘導等、適切な処置を講ずる。

防災設備 スプリンクラー設備 消火器：3個 火災報知器：各部屋1機ずつ設置

防災訓練 防火責任者を置き、消防計画に基づいた点検を日常的に行い記録する。

防火管理者 管理責任者

14 災害時の対応

大規模な自然災害、パンデミックが発生した場合予定されている訪問ができなくなる場合がございます。その場合は事業所よりお知らせ、ご相談いたします。

15 虐待の防止のための措置

人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待発生又はその再発を防止するため以下について取り組みます。

- (1) 成年後見制度の利用支援
- (2) 職員に対し職務に携わる専門的な資質の向上を図り、虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。
- (3) 虐待を発見した場合は、通報義務に従い速やかに担当の地域包括支援センターや市町村に通報し、必要な措置を講じます。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

管理者 山口理恵

- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (6) 虐待防止のための指針の整備をしています。

16 身体拘束等の禁止について

職員は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、そ

の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 秘密保持

職員は、サービス提供する上で知り得たご利用者様および家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと、それは雇用関係消失後も同様であることを書面で誓約しています。

19 個人情報の利用目的と取り扱い

- (1) 利用者の個人情報は、以下のような場合に使用します。
 - ① 介護サービス・介護予防サービスの提供を受けるにあたって、事業所と居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センターまたはその委託を受けた介護支援専門員）との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状況、家族の状況を把握するために必要な場合。
 - ② 上記①のほか、居宅介護事業所の介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センターまたは委託を受けた介護支援専門員）または介護サービスおよび介護予防サービス事業所との連携調整のために必要な場合。
 - ③ 現に介護サービス・介護予防サービスの提供を受けている場合で、体調等の変化及びけが等で医療機関を受診した際、医師・看護職員等に説明する場合。
- (2) 利用者の個人情報を提供する事業所は、以下のとおりです。
 - ① 居宅サービス計画および介護予防サービス計画に掲載されている介護サービス・介護予防サービス事業所。
 - ② 医療機関（体調等の変化およびけが等で診療することとなった場合。）
- (3) 利用者の個人情報を使用する期間は、以下のとおりです。

当事業所よりサービスの提供を受けている期間
- (4) 利用者の固辞な情報を使用する条件は、以下のとおりです。
 - ① 個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
 - ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、別紙の「医療生協さいたま個人情報保護方針」により説明いたします。

20 第三者評価の実施

無

年 月 日

事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈 法人名称 〉 医療生協さいたま生活協同組合
〈 所在地 〉 埼玉県川口市木曾呂 1317
〈 事業所名 〉 ふじみ野ケアセンター
〈 所在地 〉 埼玉県ふじみ野市上福岡 3-3-7
(介護保険事業所番号 1193000054)

利用者は、本書面により、事業所から看護小規模多機能型居宅介護についての重要な事項の説明を受け、了承しました。説明を受けた事項について署名又は記名・押印の上、同意いたします。

〈 利用者 〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

〈 代筆者 〉

氏名 _____ (印)

〈 身元引受人 〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

(利用者との続柄 _____)

〈 連帯保証人 〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

(利用者との続柄 _____)

極度額 30 万円